**～平成２９年１月１日より６５歳以上の方も雇用保険の適用対象となります～**

雇用保険の適用拡大等について

**●事業主の皆様へ（従業員の皆様へもお知らせください）**

〇平成２９年１月１日以降、新たに６５歳以上の労働者を雇用した場合

雇用保険の※適用要件に該当する場合は、事業所管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」を提出してください。

〇平成２８年１２月末までに６５歳以上の労働者を雇用し、平成２９年１月１日以降も継続雇用している場合

雇用保険の※適用要件に該当する場合は、平成２９年１月１日より雇用保険の適用対象となります。事業所管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」を提出してください。

※適用要件とは、１週間の所定労働時間が２０時間以上であり、３１日以上の雇用見込みがあることをいいます。

**●６５歳以上で働いている（今後働く）皆様へ**

〇平成２９年１月１日以降、６５歳以上の方が新たに就職した場合

〇平成２８年１２月末までに６５歳以上の方が就職し、平成２９年１月１日以降も継続している場合

※１週間の所定労働時間が２０時間以上で、３１日以上就労する見込みがある場合が対象となり、事業所が管轄のハローワークに届け出ることになります。

※一定の要件を満たした場合は、失業給付を受けることができます。

詳細は、ハローワークにお尋ねください。

刈谷公共職業安定所　電話０５６６－８８－００４０